

## 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定申請について

### 【対象となる中小企業者】

- ・破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者
- ・川崎市内に事業実態のある事業所があること。

### 〔申請書様式第6〕

### 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

#### <申請の際の注意点>

- ・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・認定書の有効期間はありますが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しくください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しくください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階（JR川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階（JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）